

【財政的援助団体等監査】

令和8年3月27日付け監査結果に基づき
講じた措置の内容について

(鹿児島県知事)

令和8年6月

鹿児島県監査委員

令和8年3月27日付け監査第1025号の監査結果に基づき、令和8年5月14日付け財第27号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月12日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	宝来良治
同	柳 誠子

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
保健福祉部	社会福祉法人 清色福祉会	職員の住居手当に過払いがある。（1件209,000円） （鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金）	1 県の指導、監督の強化 当該法人に対し、住居手当の適切な執行を行うよう、引き続き指導を徹底していく。 2 当該団体の講じた改善措置 誤った住居手当を受給していた職員について、過払い分の返還手続きを行っている。また、給与規程に基づき適切な事務処理が行われるようチェック体制を確立した。
土木部	鹿児島県住宅供給公社	経営健全化計画に取り組み、債務超過額は前年度より減少しているが、依然として多額となっている。（債務超過額46億2,709万余円） （鹿児島県住宅供給公社出資金） （鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金）	1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等の支援を継続し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。 2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売を行うこととしている。 また、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。